

第10節 環境保健対策

第1 健康被害に関する調査研究

大気汚染が府民の健康に及ぼす影響の実態を調査し、今後の環境保健対策を推進するための基礎資料を得ることを目的として、住民健康影響調査を実施している。

30歳以上の成人を対象に、呼吸器症状等に関するアンケート及び呼吸機能検査、胸部X線検査、血液検査等の医学的調査を実施した。

3歳児を対象に、呼吸器症状、家庭内環境等についてのアンケートを行い、併せて保健指導を実施した。

学童（10歳児）を対象に、3歳児調査実施者の7年後調査として、平成5年度から呼吸器症状等についてのアンケートを実施している。

平成5年度における調査の実施状況は、2-69表のとおりである。

2-69表 大気汚染による住民健康影響調査の実施状況

調査名	調査地区	調査対象者	備考
成人調査	守口市の一部	30歳以上の住民 4,452名	昭和58年度からは、過去に調査した地区の再調査を実施
3歳児調査	豊中市の一部 八尾市、泉佐野市 熊取町、田尻町 阪南市、岬町	3歳児 5,314名	昭和60年度から平成5年度までに府下30市町村で実施
学童（10歳児）調査	豊中市の一部 守口市、大東市、 泉佐野市、熊取町 田尻町	10歳の学童 3,738名	平成5年度から実施

第2 食品等の安全確保対策

1 母乳中の有機塩素系化合物及び母子健康調査

母乳栄養を推進するため、母乳中の有機塩素系化合物（調査物質＝PCB、HCB、 β -HCH、DDT、HCE、クロルデン）の測定及び母子健康調査を実施した。

調査は、平成4年に出産した大阪府下の初産婦で、かつ地域格差が生じないように全保健所管内から抽出した60名を対象に行った。その結果は2-70表のとおりである。また、併せて行った母子の健康調査でも異常は認められず、大阪府母乳栄養推進事業検討委員会による検討の結果、母乳栄養の推進に支障がないと判断した。

2-70表 母乳中の有機塩素系化合物濃度（平均値）

物質名	全乳中の濃度	乳脂肪中の濃度
P C B	0.012 ppm	0.34 ppm
H C B	0.0007	0.018
β -H C H	0.029	0.76
D D T	0.001	0.02
H C E	0.0004	0.010
クロルデン	0.002	0.062

2 食品・容器包装等のPCB汚染調査

厚生省は、魚介類、牛乳、乳製品、育児用粉乳、肉類、卵類及び容器包装に係るPCBの暫定的規制値を設定し、府では、食品・容器包装等のPCB汚染調査を実施している。平成5年度の調査結果では暫定的規制値を超えたものはなかった（2-71表）。

2-71表 食品・容器包装等のPCB汚染調査結果（平成5年度）

（単位：ppm）

品名	検体数	最高値	最低値
魚介類	12	0.020	検出せず
乳製品	10	0.003	検出せず
調製粉乳（育児用）	8	検出せず	検出せず
食肉	10	検出せず	検出せず
容器包装	10	0.07	検出せず

3 アスベスト対策の検討・調整

府はアスベスト対策について以下の措置を行った。

- ・ 吹付けアスベスト（石綿）の改修等についてリーフレットを作成し、建築物所有者、管理者、設計者の啓発を図るとともに、建築基準法第12条に基づく定期報告制度で「吹付けアスベスト施工有り」と報告された建築物については、リーフレット等により吹付けアスベスト対策の必要性について啓発、指導を行った。
- ・ 府立公衆衛生研究所において、一般からのアスベスト分析依頼に応じた。
- ・ 石綿紡織技術と石綿廃棄物再利用化技術を基礎にした事業の多角的展開のための研究事業に対し、補助金の交付を行った。
- ・ アスベスト環境モニタリング調査を実施するとともに発生源排出抑制対策として、アスベスト製品製造工場に対して「石綿排出抑制マニュアル」に基づき、集じん装置の設置及び適正な維持管理について指導を行った。
- ・ 「廃棄物処理法」の改正に伴い、特別管理産業廃棄物に該当するアスベスト廃棄物の排出事業者に対

して、資料を送付し周知に努めた。

また、アスベスト廃棄物については昨年度に引き続き、公共関与処分場での受け入れを行った。

大阪府アスベスト対策検討委員会は、府民向けパンフレットを作成し、啓発に努めており、「大阪府アスベスト対策基本方針」（平成2年5月制定）に沿って、総合的なアスベスト対策について検討・調整を図った。

第3 保健所における公害関連業務

環境汚染から府民の健康を守るため、府の保健所に環境測定器を配備し、公衆衛生の立場から環境汚染に係る苦情相談、地域住民の健康調査、衛生教育及び環境状況の把握等を実施した（2-72表）。

2-72表 保健所における公害に関する苦情相談件数（平成5年度）

公害の種類		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	計
平成5年度受付件数		4	39	0	2	0	0	110	22	177
前年度からの繰越件数		0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (A)		4	39	0	2	0	0	110	22	177
処理内容	関係機関へ通知	3	5	0	0	0	0	5	5	18
	受理し調査・処理	1	34	0	2	0	0	105	17	159
	計 (B)	4	39	0	2	0	0	110	22	177
平成5年度未処理件数 (A - B)		0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 公害の発生については相談者の申し出による。

発生源についての大部分は、し尿浄化槽に関するものである。

第4 飲用井戸の衛生対策

「大阪府飲用井戸等衛生管理指導要領」に基づき、策定し、飲用井戸の衛生確保に努めている。

また、平成3年7月1日に策定した「大阪府地下水質保全対策要領」に基づき、トリクロロエチレン等の有害物質による地下水汚染が判明した地域において、市町村と協力して、「汚染井戸周辺地区調査」を実施し、汚染井戸周辺の家庭用井戸利用者に対して井戸利用状況調査・水質検査等衛生確保対策を実施している。

平成5年度においては、トリクロロエチレン等の有害物質による地下水汚染が判明した7地域の85井戸において「汚染井戸周辺地区調査」を実施した結果、新たに16井戸から有害物質が検出された。調査を実施した85井戸のうち、トリクロロエチレン等有機塩素化合物については3井戸からトリクロロエチレンが、また4井戸からテトラクロロエチレンが水質基準を超えて検出された（2-73表、2-74図）。

これら結果に基づき、調査地域及び周辺の飲用井戸利用者に対して井戸の適正な管理・利用について指導を行うとともに、飲用には水道を利用するよう啓発を行った。

2-73表 トリクロロエチレン等有機塩素化合物の検査結果（平成5年度）

	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	有機塩素化合物3物質
水質基準超過 井戸数	3 (2)	4 (2)	0 (0)	7 (4)

(注) () 内は飲用井戸数

有機塩素化合物3物質とはトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタンをいい、基準超過井戸数はこれらの内いずれか1つでも水質基準値を超えた井戸数を表す。

水質基準値：トリクロロエチレン0.03mg/ℓ、テトラクロロエチレン0.01mg/ℓ、1,1,1-トリクロロエタン0.3mg/ℓ

2-74図 トリクロロエチレン等の濃度別井戸数（平成5年度）

